

## 町・県民税申告相談日程表

相談日(曜日)	地区	対象区
2月17日(月)	折原	折原上郷・折原下郷・上平下小路・立原
18日(火)		秋山・三品・平倉・山居・栃谷・五ノ坪
19日(水)	用土	用土6・7・8・9・10
20日(木)		用土1・2・3・4・5・11・12
21日(金)	男衾	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里
23日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
24日(月)	男衾	男衾上郷南・男衾上郷北
25日(火)		男衾下郷・塚越
26日(水)		赤浜
27日(木)		中郷・牟礼・今市
28日(金)	市街地	本町・中町・栄町・武町
3月2日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
3日(月)	市街地 西部	茅町・花町・六供・金尾・風布
4日(火)		本宿・末野2・3・4
5日(水)		常木・菅原
6日(木)	予備日	町内全地区
7日(金)	鉢形	立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
10日(月)		木持・上の町・内宿・関山
11日(火)	桜沢	上の原・露梨子
12日(水)		本村・岩崎・中小前田
13日(木)	予備日	山崎・南飯塚・上組
14日(金)		町内全地区
17日(月)		町内全地区

申告会場	役場6階会議室
受付時間	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分

※受付時間外は相談を受けることができませんのでご注意ください。  
 ※比較的、午後の方が空いています。  
 ※お住まいの地区の相談日に都合のつかない方は、申告期間内の都合の良い日にお越しください。  
 ※所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方は、町・県民税の申告をする必要はありません。

# 町・県民税の申告相談

## 申告期間は2月17日(月)～3月17日(月)です

町・県民税の申告相談が2月17日(月)から始まります。申告期限は3月17日(月)ですので、忘れずに期間内に申告を済ませてください。  
 また、本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。

### 申告相談に お持ちいただくもの

- ・印鑑(朱肉を付けて押すタイプのもの)
- ・所得金額を証明できるもの(源泉徴収票や収支内訳書等)
- ・各種保険料控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料等)を受ける方は、その控除証明書
- ※日本年金機構から送付された国民年金の控除証明書がある方は、必ず持参してください。
- ※町の国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入されている方は、相談受付時に申し出てくださいます。
- ・配偶者特別控除の適用を受ける方は、配偶者の所得金額を証明できるもの
- ・医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と金額をまとめた明細書
- ・寄附金控除を受ける方は領収書等の証明できるもの
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
- ・税務署から申告書、申告のお知らせのはがきを送られてきた方は、その申告書、はがき
- ・還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座がわかるもの
- ・その他、申告に必要と思われるもの

### 町の申告会場では 受け付けられない申告

所得税及び復興特別所得税の確定申告

告をされる方のうち、次に該当する方は、対象年中のすべての所得(給与、年金等がある方はそれらも含む)を税務署で申告してください。

- ・譲渡所得(土地・建物・株式などの譲渡)、先物取引があった方の申告
- ・外国在住の方を扶養親族とする申告
- ・損失・損益通算等の申告
- ・青色申告
- ・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)で平成25年入居の方および入居2年目以降で連帯債務のある方の申告
- ・死亡した方の申告(準確定申告)
- ・申告書の本人控に受付印が必要な方
- ・過年分(平成24年以前)の申告

### 税務課からお願い

申告期間中は、担当職員全員が相談会場へ出向いていますので、申告相談は相談会場をお願いします。  
 所得金額を証明できるもの(源泉徴収票、支払調書、収支内訳書等)については、平成25年中のものについてすべてお持ちください。給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。源泉徴収票がない場合は、支払者から再発行を受けてください。  
 医療費控除を受ける方は、医療機関ごと、かかった人ごとの領収書の合計額を明細書にまとめてからお越しください(生命保険や社会保険等によって補填された額がある場合は、その合計額も明細書にまとめてください)。明細書が作成されていないと申告ができません。

### 熊谷税務署からのお知らせ

#### 確定申告受付のご案内

平成25年分の所得税及び復興特別所得の確定申告の相談や申告書の受付は、2月17日(月)～3月17日(月)です。

なお、熊谷税務署会場では、平日(月～金曜日)以外でも2月23日(日)と3月2日(日)の2日間に限り、確定申告書用紙の配布、申告相談、申告書の受付、納付相談を行います(現金納付・納税証明業務は行いません)。

#### 申告書を作成するときは

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税及び復興特別所得税、消費税、贈与税等の申告書を作成できます。また、作成したデータでもe-Tax(電子申告)を利用して提出することができ、添付書類の提出省略や3週間程度で還付が受けられる等のメリットがありますので、ぜひ活用ください。

#### 申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得税	3月17日(月)
復興特別所得税	3月17日(月)
消費税・地方消費税(個人事業者)	3月31日(月)
贈与税	3月17日(月)

※所得税及び復興特別所得税と消費税・地方消費税の納税は、口座振替をご利用ください(振替納税を利用)

ません。

なお、インフルエンザ等の予防接種、治療につながる検査、美容目的の医療や文書代等は、医療費控除の対象となりませんので算入しないようご注意ください(明細書は本誌1月号と同時に配布した「確定申告のお知らせ」の内側にあります。また、同様の書式であればパソコン等で自作したもので使用できます)。

事業所得(営業・農業)や不動産所得のある方は、事前に収支の金額をまとめ、収支内訳書を作成したうえでご相談ください。収支内訳書が作成されていないと申告ができません。

平成25年中に所得がなかった方も、次に該当する方は、申告が必要となる場合があります。

- ・国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入している方
  - ・児童手当を受給している方およびその配偶者
  - ・児童扶養手当を受給している世帯の方
  - ・保育所入所世帯の方
  - ・町営住宅に入居している方
  - ・国民年金の免除を受ける方
  - ・自立支援医療の対象となる方
  - ・私立幼稚園就園奨励費・就学援助費を受ける方
  - ・臨時福祉給付金の対象となる方
  - ・その他医療・福祉等の行政サービスを受ける方
- お問い合わせ/税務課(☎581・2121 内線154・156)へ。

する場合は、税務署窓口等に備えてある口座振替依頼書の提出が必要(要)です。

- ※口座振替利用者の振替納付日は、次のとおりです。
- ①平成25年分所得税及び復興特別所得税第3期分/4月22日(火)
- ②平成25年分消費税(個人事業者)確定申告分/4月24日(木)

#### 納税証明書を請求する方へ

2月、3月は確定申告期間のため、平成25年分の納税証明書を請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの方は、納税証明書の請求時に、税務署受付日付印のある申告書控(電子申告を利用して確定申告した場合「送信票」と納税したときの領収証書(原本)を持参してください。

- 請求に必要なもの
- ①納税証明書交付請求書(税務署窓口)に備え付けてあります)
- ②本人(法人の場合は代表者)を確認できる書類(運転免許証・写真付き住基カード等)
- ③印鑑(法人の場合は代表者印)
- ④収入印紙、または現金(1年分1通につき400円)

※本人以外の方が請求する場合は、必ず委任状をご持参ください。  
 ※平成25年7月から、納税者情報を保護するために、運転免許証などの顔写真付きの書類により本人確認を行うこととし、顔写真のない書類は、種類の異なる2枚の書類で本人確認を行っていただきます。

請求窓口/熊谷税務署管理運営部門  
 お問い合わせ/熊谷税務署(☎521・4032)へ。